

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の施行期日を定める政令案参照条文

○海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年十二月七日法律第八十九号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。